

岩手県職労

号外

昭和34年4月1日

第3種郵便物認可

定価1部2円

発行所

盛岡市内丸10番1号

岩手県庁内

No.2298

2014年

9月25日

今回は29日の事務局長交渉。県庁座り込みによる交渉支援行動に全分会からの結集を！

14 県人勸情報 - ⑦

「マイナス」はない 月例給・一時金

寒冷地手当 県独自対応の可能性をにおわす

総合的見直しは予断許さない状況

地方公務員共闘会議（議長：砂金良昭・岩教組委員長）は24日、佐藤人事委員会事務局長と交渉を行い、県人勸に向けた現時点での見解を質した。また、交渉前段には、439枚の職場決議と4,970枚の人事委員長あて個人ハガキを提出し、25日の人事委員会で各委員に伝えるよう求めた。（佐藤事務局長の回答内容は下記のとおり）

なお、交渉の中心課題である給与制度の総合的見直しについて、24日の事務局長回答でも勧告見送りの姿勢が見られないことから、地公共闘として依然予断を許さない状況であると判断し、次回29日の交渉に加え、10月2日に予定する交渉時にも、大衆行動を配置していくことを決定した。

県職労としても引き続き地公共闘に結集し、闘争態勢を強化継続していく。



佐藤事務局長(右)に職場決議と人事委員あてハガキを手交する砂金議長(左)

■ 公民較差マイナスはない

民間給与実態調査の整理はほぼ終わり、現在データを精査・分析中。月例給一時金ともに大きく好転していないが、マイナスではない。

■ 総合的見直し 給料表をどう扱うか検討中

人事院勧告内容の精査を行っており、総務省の検討委員会報告等も参考に検討しているところ。公民較差との関係が矛盾しているとの指摘があるが、給料表をどう扱うべきか検討中である。

これに対し、交渉団から、裏面のとおり指摘し再考を求めた。

- ☞ 05勧告の給与構造改革について、人事院は「所期の目的は達した」と一昨年の報告で示している。昨年の県人勤でも公民均衡。給料表を引き下げる理屈が見当たらない。
- ☞ 均衡の原則を主張し制度を国準抛しようとしているが、公民較差分をどう調整するか全く見えない。矛盾だらけの内容であり認められない。
- ☞ 地域の較差にあわせるというなら、来年の民間調査を踏まえてから検討すべき。引き下げありきで今年の勧告で検討する必要はない。

■ 号級延長するなら新たな給料表切替時

2006年からの給与構造改革時に枠外昇給を廃止し、在級者の状況を見ながら（行（一）表5級の）号級延長を行ってきた。号級延長は給料表全体に関わることなので、新たな給料表に切り替える時に検討をしていく必要があると考えている。

■ 諸手当への問題点は受け止めるが「検討中」

沿岸での住居事情は問題点として受け止めるが住居手当の調査は難しい。ガソリン価格は現在やや値下がり傾向であり、どのように改定すべきかも含め検討しているところ。交通機関利用者の満額支給限度額に関する問題指摘もいただいている。単純比較できないが国や他県等の状況も踏まえながら検討していく。

■ 寒冷地手当 気象データを確認しながら検討進めている

支給対象地外となったところについては、実際の気象データ等が指定基準に合致するか確認しながら、他県等の状況も参考に、どのような取り扱いとするか検討を進めている。（県独自の判断基準を設ける可能性をにおわす回答）

■ 現給保障は、来年3月終了の考え変えず

昨年の報告において、適用者の割合を踏まえれば来年3月末での廃止が望ましいとの考えをお示しし、同時に、現給保障を終了した場合は当時の1号抑制分の回復措置を行う必要があることにも触れてきた。現段階においても考えは変わらない。今回、どのように触れていくべきか検討中である。

■ 単身赴任手当は総合的見直しと一体で検討

単身赴任手当は2008年以來の改定だが、県としては昨年も加算額を独自改定してきた経緯がある。人事委員会としては、給与制度の総合的見直しの中で一体での検討を考えている。

次回交渉は29日（月）、大衆行動を背景に2度目の事務局長交渉を実施します。
14時からの県庁座り込み行動へ、全分会からの結集をお願いします。